

長野市地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 趣旨

長野市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、本市における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、市内の 1 団体を長野市地球温暖化防止活動推進センター（以下「長野市センター」という。）に指定します。

このため、長野市センターとして指定を希望する団体を募集します。

※地球温暖化防止活動推進センターとは、「施設」ではなく「機能（役割）」です。民間の 1 団体に、市内における地球温暖化防止活動活性化の拠点としての機能（役割）を担っていただくことを、市からお願いするものです。公の施設の管理を目的とする指定管理者制度とは異なります。

2 応募対象

応募できる団体は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人（市に指定の申請をする時点において法人格を有しているもの）であって、以下の要件を満たす団体とします。

- (1) 団体の設立趣旨・目的、活動目的、事業内容等のいずれかに、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることに関する事項があること。
- (2) 市内において、2 年以上の地球温暖化防止に係る活動歴があり、今後の活動についての具体的な計画があるなど、市内への地球温暖化防止活動の普及促進を図ることへの意欲とそのための能力があると認められること。
- (3) 市内に主たる事務所を有し、法に規定する地球温暖化防止活動推進センターとしての事業を遂行するに当たり支障が無いと認められること。

3 応募方法

(1) 募集期間

令和 6 年 1 月 9 日（火）から令和 6 年 1 月 31 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 長野市地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（別紙様式 1）

なお、上記申請書には、次の書類を添付してください。

- (ア) 定款又は寄付行為
- (イ) 登記事項証明書
- (ウ) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (エ) 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

イ 法第 38 条第 2 項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
(別紙様式 2 及び事業説明資料)

次の要領で作成してください。

(ア) 別紙様式 2

下欄記載の「センター事業の考え方」を踏まえて、長野市センターとして指定を受ける場合に、指定期間内に実施したいと考える事業のリストを作成してください。

(イ) 事業説明資料 (A4 サイズ、様式自由)

別紙様式 2 に記載する事業について、事業の概要や実施体制、初年度分の必要経費や財源の考え方などを 10 ページ以内にまとめて、様式 2 に添えて提出してください。様式は自由、ただし、すべて A4 サイズに統一してください。なお、次年度以降は事業開始前までに提出していただくことになります。

センター事業の考え方

【市との協力事業】

・法第 38 条第 2 項各号に掲げる事業の実施に当たり、長野市センターには、市からの委託業務を実施していただくことを期待します。

なお、市との協力事業の最終的な内容は、指定先が決まった段階で協議の上、決定します。

【自主事業】

・独自に市民等から出資を募るなど、財源を確保して事業を実施することができます。
・条件が合えば環境省からの補助を直接受けて実施することができます。

ウ 活動実績書

地球温暖化防止に係る活動や他団体との連携事業を中心に、長野市センターとしての適性の PR につながる活動実績や貴団体が持つネットワークを 4 ページ以内で記載してください。

(3) 提出部数

各 6 部

(4) 提出方法

直接、(7) に記載の応募先まで持参してください。なお、その際に提出書類の内容について確認しますので、あらかじめ来庁日時をご連絡ください。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の作成及び提出等にかかる費用は貴団体の負担とします。

イ 上記に示す募集期間や提出書類、提出部数、提出方法に適合しない提出書類は、無効とします。

ウ 提出書類は、長野市センターの指定団体を特定する以外に、応募者に無断で使用しないものとします。

エ 提出書類は、公正性、透明性を期すために、「長野市情報公開条例」等の規定に基づき公開することがあります。

オ 提出書類は、長野市センターの指定団体の特定又は公開等の際に必要な範囲で複製を作成することがあります。

カ 書類を提出いただいた後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

キ 提出書類に虚偽の記載をした場合は申請を無効とするとし、選定から除外します。

ク 提出書類は返却しません。

(6) 応募に関する問い合わせ

応募に関する問い合わせ、相談がある場合は、要点を文書にまとめ、FAX 又は E-mail により、次に記載の問い合わせ先あて、令和 6 年 1 月 15 日までにお送りください。

来庁される場合は、要点を文書で明確にしたうえで、事前に連絡をして時間調整してください。

(7) 応募先及び応募に関する問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市環境部環境保全温暖化対策課

電話 026-224-7532 FAX026-224-5108

E-mail : kankyo@city.nagano.lg.jp

4 団体の決定方法

選考委員会による審査を行い、市が指定団体を決定します。選考基準は次のとおりです。審査に当たり、提出書類に関するヒアリングを実施する場合がありますので、その際は、代表者又は担当者が出席のうえ、提出書類等についての説明をお願いします。

なお、具体的な日程については、応募団体に後日改めて連絡します。

<選考基準>

- (1) 応募条件の適否
- (2) 地球温暖化防止活動推進センターとしての責任遂行能力
- (3) 組織の体力（財政基盤の安定性など）
- (4) 地球温暖化防止に関する事業実績
- (5) 他団体との連携の可能性及び連携事業実績
- (6) 事業企画の具体性と実現可能性、的確性

5 指定する期間

長野市センターとして指定する期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

なお、法第 38 条第 5 項により、指定の期間内であっても指定を取り消す場合があります。

6 指定後について

長野市センターは、法に基づき、毎年度の事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度の事業終了後に事業報告書及び収支決算書を長野市長あて提出しなければなりません。

7 参考

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする事。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則

(指定の申請)

第六条 法第三十八条第一項の規定による地域センターの指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄付行為
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 法第三十八条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
 - 五 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(名称等の変更)

第七条 地域センターは、前条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

- 2 地域センターは、前条第二項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更に係る書類を都道府県知事等に提出しなければならない。

(欠格事由)

第八条 地域センターは、法第三十八条第六項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して二年を経過していない者を同条第二項第二号、第三号又は第六号（同項第二号又は第三号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

(都道府県知事等への報告等)

第九条 地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第三十八条第一項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

- 2 地域センターは、毎年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を都道府県知事等に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事及び指定都市等の長は、その指定に係る地域センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、地域センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(3)-市からの業務委託の概要（予定）

ア スマートハウス化応援隊に係る業務

省エネ・再エネ設備等のメーカーと協働で、イベント、セミナー等において家庭等の
温暖化対策に資する設備、機器の普及啓発を行うもの

イ 果樹剪定枝・薪ストーブ活用推進事業に係る業務

果樹農家と薪ストーブユーザーのマッチングにより、処分されてしまう不要な剪定枝
を薪ストーブの燃料として活用する事業

ウ 事業所向け GHG 排出量見える化・削減促進補助金に係る業務

事業所からの GHG（温室効果ガス）排出抑制を目的に、GHG 排出量の算定ツールを活用
し、削減に取り組む事業所に補助を行うもの

※各事業の具体的な内容については、指定先の決定後に協議の上、決定します。